ロ、一年以上五年迄一ケ月ヲ増ス毎ニ日給四分
ハ、五年以上十年迄一ケ月ヲ増ス毎ニ日給五分
ニ、十年以上二十年迄一ケ月ヲ増ス毎ニ日給六分
ホ、二十年以上一ケ月ヲ増ス毎ニ日給一日分以上

二、定期職工制度ヲ廃シ職工ニ対スル取扱ヲ
(一) 一切平等ナラシムルコト
(二) 勤続賞与ヲ制定シ勤続在職者ニ左ノ如ク支給スルコト
イ、十年勤続者日給三百六十五日分
ロ、仝十七年者ニ日給三百六十五日分
ハ、二十二年者ニモ仝　三百六十五日分

三、請負制度ヲ撤廃シ全部常傭制トスルコト

四、恩給年限ハ十五年ニ短縮スルコト

五、陸軍共済組合ニ適用スベキ一項ヲ削除スルコト

以上

陸軍分科会